

別紙1（鳥取県土木工事監督基準より）

重点監督工事等

主たる工種に新工法・新技術を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、発注時に定める。

記

ア 主たる工種に新工法・新技術を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

イ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長50m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム（堤体高15m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・ハイピア（躯体高30m以上）
- ・その他これらに類する工事

ウ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等への地盤変動等の影響が予測される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
- ・その他これらに類する工事

エ その他

- ・鳥取県土木部建設工事低入札価格調査制度対象工事
- ・各総合事務所長等が必要と認めた工事